

## 令和2年度 第8回牧区地域協議会 次第

日時：令和3年1月26日（火）

午後6時から

会場：牧区総合事務所301会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1)令和3年度の温浴・宿泊施設の減収補填の対応について

4 協議事項

(1)令和3年度地域活動支援事業について・・・・・・・・資料No.1～資料No.2

(2)自主的審議事項について・・・・・・・・資料No.3

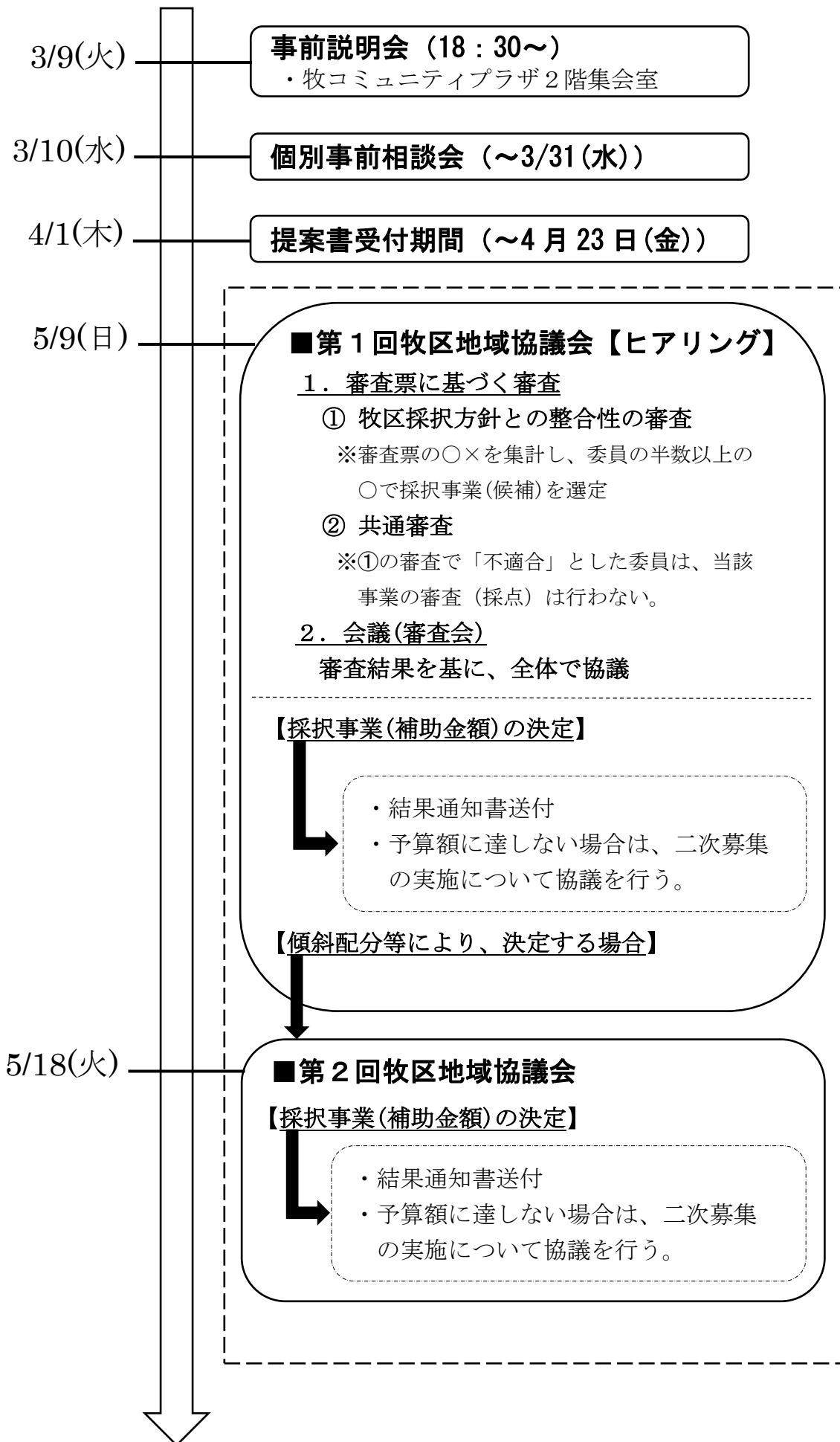
5 その他（連絡事項）

6 閉 会

## 牧区の採択方針等新旧対照表(案)

牧 区 の 採 択 方 針 等【変更後】	牧 区 の 採 択 方 針 等【現行】
<p><b>1 採択方針</b> 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。 (適用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業</li> <li>・雇用の促進に寄与する事業</li> <li>・産業振興に寄与する事業</li> <li>・健康増進に寄与する事業</li> <li>・少子高齢化対策に寄与する事業</li> <li>・環境保全に寄与する事業</li> <li>・安全・安心活動に寄与する事業</li> <li>・生活環境の維持・向上に寄与する事業</li> <li>・観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業</li> <li>・その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業</li> </ul> <p><b>2 補助限度額及び補助率</b></p> <p>(1) 補助金額の上限は、1事業100万円とする。</p> <p>(2) <u>補助率は原則100%とする。ただし、事業内容や審査の結果により、補助金の減額や補助率を調整する場合がある。</u></p> <p><b>3 審査基準</b></p> <p><u>(1) 4(4)に移行 ※修正あり</u></p> <p>(1) 提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は1事業とする場合がある。</p> <p>(2) 継続事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。</p> <p>(3) 調査、研修及び計画づくり事業においては、次年度以降に本事業が実行されることが確実に見込まれること。</p> <p><b>4 審査方法</b></p> <p>(1) 牧区の採択方針との整合性の審査は、各委員の○×数の合計で適否を決することとし、過半数の委員が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。</p> <p><u>(2) 採択方針との整合性の審査において「適合しない」とした委員は、当該事業の共通審査は行わない。</u></p> <p>(3) 共通審査項目は5項目（各項目それぞれ12点（ただし、②必要性は16点））、64点満点とする。</p> <p><u>(3) 4(4)に統合</u></p> <p><u>(4) 牧区地域協議会委員によるヒアリングを基に、牧区の採択方針との整合性の審査や共通審査を行い、その後の会議（審査会）において採択事業等を決定する。なお、残額が生じた場合は、2次募集等について協議する。</u></p>	<p><b>1 採択方針</b> 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。 (適用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業</li> <li>・雇用の促進に寄与する事業</li> <li>・産業振興に寄与する事業</li> <li>・健康増進に寄与する事業</li> <li>・少子高齢化対策に寄与する事業</li> <li>・環境保全に寄与する事業</li> <li>・安全・安心活動に寄与する事業</li> <li>・生活環境の維持・向上に寄与する事業</li> <li>・観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業</li> <li>・その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業</li> </ul> <p><b>2 補助率及び補助限度額</b></p> <p>(1) 補助金額の上限は、1事業100万円とし、<u>補助率は原則100%とする。</u></p> <p>(2) <u>補助金額の合計が牧区の配分額を上回った場合は、協議により決定する。</u></p> <p><b>3 提案事業の審査と決定</b></p> <p><u>(1) 牧区地域協議会委員によるヒアリングを基に、牧区の採択方針との整合性の審査や共通審査を行い、その後の会議（審査会）において採択事業等を決定する。</u></p> <p>(2) 提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は1事業とする場合がある。</p> <p>(3) 継続事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。</p> <p>(4) 調査、研修及び計画づくり事業においては、次年度以降に本事業が実行されることが確実に見込まれること。</p> <p><b>4 審査方法</b></p> <p>(1) 牧区の採択方針との整合性の審査は、各委員の○×数の合計で適否を決することとし、過半数の委員が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。 (追加)</p> <p>(2) 共通審査項目は5項目（各項目それぞれ12点（ただし、②必要性は16点））、64点満点とする。</p> <p><u>(3) 補助金額の合計が牧区の配分額を上回った場合は、牧区の採択方針との整合性の審査や共通審査の結果を踏まえ、協議により決定する。残額が生じた場合は、2次募集等について協議する。</u> (追加)</p>

## 令和 3 年度地域活動支援事業実施の流れ（フロー図）（案）



## 各地域協議会で現在審議中の自主的審議事項テーマ一覧(R2.12.24現在)

No.	地域協議会	審議事項	審議開始日	意見提出	回答提出	概要 ※審議開始時のもの
1	高田区	稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について	R2. 11. 16			令和元年の台風19号による関川の増水により、稲田橋付近の河川敷に土砂が堆積されている。土砂をそのままにしておくと、水害による被害を大きくする可能性があるため、関係機関による土砂の撤去が早期に行われるよう、地域協議会としての意見を取りまとめることを審議する。
2		高田区における「内水ハザードマップ」作成及び住民への周知について	R2. 11. 16			令和元年10月に国土交通省から自治体に対し、浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めるよう通知された。昨年の台風19号、今年の豪雨等によって内水氾濫が発生していることから、高田区における内水ハザードマップの作成及び住民への周知について、地域協議会としての意見を取りまとめることを審議する。
3	新道区	新道区内における公の施設（芙蓉荘・新道地区公民館・富岡児童館等）の老朽化と今後の整備について	H30. 9. 6	R2. 2. 12	R2. 3. 11	新道区には、地域の活動拠点である芙蓉荘、新道地区公民館や、児童の健全育成に寄与している富岡児童館等があるが、いずれも老朽化が顕著である。地域では地域福祉「新道みつわ会」が発足し、高齢者サロンを展開している（区内3か所：芙蓉荘、かも子会館、稲田二丁目町内会館）が、快適に活動できる環境が整った施設が必要であり、富岡児童館も子育て環境の確保の観点から重要な役割を担っていることから、これら施設の老朽化対策、見直しが急務である。これらを踏まえ、今後、新道区ではどのような団体等が施設を活用しているかなどの実態について市からの説明をもとに確認し、少子化・高齢化を見据えながらニーズを掴み、機能の整理や統合なども含め、真に必要な施設を考えていく。
4	金谷区	金谷区の防災機能強化について	R2. 9. 30			近年、全国で頻発する自然災害の発生状況を踏まえ、災害に対する日ごろの備えが重要であると感じている。いざという時の地域住民の安全・安心を図るため、地域における避難所の設備等の充実や自助・共助による防災意識の向上など、金谷区における防災機能の強化について検討するもの。
5	春日区	あらゆる世代が心豊かに健康で暮らせる春日区とする方策について	H29. 8. 22			春日区では、次の点に主眼を置いて審議していく。 ・高齢者が集う場を作りたい ・高齢者の健康の維持増進に向けた地域ぐるみで行う取組を検討したい ・元気な高齢者が活躍できる機会を増やす取組を検討したい
6		春日山城跡の観光振興策について	H29. 8. 22			春日区では、次の点に主眼を置いて審議していく。 ・周遊性の向上を図るため、観光コースや案内看板等を充実させたい ・具体的な観光ビジョンを確立したい（選択と集中） ・特産品を掘り起し、磨きあげて地域産業の活性化と外貨獲得につなげたい ・山麓線沿線にのぼり旗を通年設置したい
7		安全・安心に暮らせる春日区とする方策について	H29. 8. 22	R2. 1. 14	R2. 1. 23	春日区では、次の点に主眼を置いて審議していく。 ・狭隘歩道や踏切等の危険箇所を洗い出し、その改善策を検討したい ・誰もが安全に闊歩できる春日区とするための取組を検討したい ・自然災害に強い春日区とするための方策を検討したい
8	諏訪区	諏訪区内への移住促進策について	H29. 6. 7			これまで、諏訪区内の人口減少の実態や将来推計を学ぶとともに、アンケート調査、先進地視察などを通じて、住民意識の調査や移住促進策を整理・検討してきた。H29年度に入り、区内への移住促進を一層推進するために審議を進める。
9	津有区	少子高齢化対策について	H30. 2. 27			例年、開催している「津有地区町内会長協議会と津有区地域協議会委員との意見交換会」で地域の課題の抽出を行い、「空き家対策」、「地域コミュニティの維持」、「少子高齢化対策」が課題として挙げられた。その後の津有区協議会では、優先的に解決する必要がある課題を検討し、「少子高齢化対策」を自主的審議事項とした。
10	高士区	人口減少の抑制について	H30. 1. 30			上越市創造行政研究所の「人口・世帯に関する基礎データ集」における高士区の将来推計人口では、2015年の人口が1,437人に対し、2035年には945人になると推計されている。高士区地域協議会では、この人口減少による地域の衰退を危惧し、人口減少の抑制策について協議するもの
11	直江津区	直江津まちづくり構想について	H25. 2. 14	H28. 2. 19	H28. 4. 8	直江津のまちづくりについて、駅前のにぎわい創出、駅前と商店街の活性化、朝市や歴史的建造物の観光PR、駐車場不足の問題、地域に暮らす人々の生活面の充実など、直江津が抱える様々な課題を総合的に検討する。
12		消防団のあり方について	H25. 2. 14			消防団員の確保など、消防団活動を維持するにあたっての課題が生じていることから、市の方針について説明を受けるとともに今後の改善策について協議・検討する。
13	柿崎区	柿崎区保育園にかかる課題と今後について	H26. 11. 26			柿崎区内の保育園4施設について、それぞれ老朽化が進んでいることに加え、未満児の受け入れの有無や延長保育の時間帯が異なる等サービスに差が生じているほか、津波に対する防災面の課題がある。これらの課題と、少子化に伴う将来的な園児数の減少が見込まれることから、柿崎区の保育園が今後どうあるべきかを検討するもの

各地域協議会で現在審議中の自主的審議事項テーマ一覧(R2.12.24現在)

No.	地域協議会	審議事項	審議開始日	意見提出	回答提出	概要 ※審議開始時のもの
14	吉川区	公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について	R2. 12. 17			吉川区では市町村合併後、7つの地域づくり会議を組織し公民館活動を担ってきたが、人口減少・少子高齢化に伴い年々活動が衰退し、地域の絆が希薄となり元気がなくなってきている。 この状況下で公民館分館が、公の施設の適正配置計画案では貸付の方針が打ち出された。施設は、閉校した学校を利用し、地域の核として長年、地域の人たちが集い、交流を深め、活動してきた施設である。 そこで、各地域の皆さんと意見交換等を行い、これからの公民館を含む地域活動の促進及び施設の有効な利活用を検討する。
15	中郷区	「勝馬投票券」の特定財源について	H27. 7. 23	H27. 10. 1 H28. 3. 23	H27. 11. 13 H28. 4. 15	事務事業の総点検による最終評価において示された以下の項目について審議、検討するもの。 ・市内の類似施設からの交付金と同様の取扱いとするため、勝馬投票券場外発売所立地関連地域振興基金を平成30年度末までに廃止する。
16		未来の子ども達がいつまでも住み続けたいまちづくりについて	H31. 2. 21			地域の宝である未来の子ども達が、いつまでも地元に住み続けたいと思えるまちづくりに向け、これからの取組がどうあるべきか検討する。
17	板倉区	板倉区観光振興の明確な方向付けについて	H25. 7. 29	H25. 11. 25	H25. 12. 11	北陸新幹線開業を控え、地の利で優位にある板倉区には数々のジャンルの観光資源がある。今後、観光資源の生かし方、インフラの整備、地域滞在型来訪者を増やす方法など施策の方向付けが必要である。
18	清里区	中山間地域の振興について	H27. 10. 26			当区の中山間地域における高齢化率は確実に進行している状況にあるため、地域の現状や問題点などについて必要に応じた地域との意見交換等を行い、情報を共有するとともに、地域の課題を把握し解決手法について検討するもの
		・「空き家対策」について	R1. 6. 24			
19		市営バスの運行に伴う旅客運賃の負担にかかる検討について	R2. 9. 24			令和3年4月から路線バス清里線の一部が市営バスとなり、清里から高田方面に行くには民間バスへの乗り継ぎが必要となった。同時に利用者の旅客運賃負担が増えることとなったため、利用者負担を軽減すべく改善策を地域協議会で検討するもの。
20	名立区	ろばた館の存続に向けて	H30. 3. 20			市内の温浴施設の一部について、近年利用状況の悪化により休館となっており、当区のろばた館についても同様に利活用が見込めなければ今後の存続について不安であると住民の声もあることから、地域主体の実効性のある取組について検討しなければならない時期にきているため、名立区全域にわたり「ろばた館の存続」という共通認識を醸成するとともに、地域として具体的に取り組むべきことについて検討するもの。

※令和2年4月29日から令和2年12月24日現在までに審議を開始した自主的審議事項のほか、前期までに審議されていたものについては、審議終了の報告があったもの以外を掲載。  
(令和2年4月29日に地域協議会委員の改選があったことから、前期までに審議されていた自主的審議事項を引き続き審議するかどうかについては、当該地域協議会で協議の上、決定する。)